

令和7年11月27日 部長会議

開催日時	令和7年11月27日(木) 午前9時00分から午前10時54分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部総括副部長(まちづくり協働部長代理)、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、
欠席者	監査委員事務局長
議事概要	下記のとおり

1.市長訓示

- 明日から11月定例会が開会される。開会日提案は、補正予算7件、条例案件11件、一般議案6件、最終日は人事案件1件、の合計25議案を予定している。
- 10月定例会の閉会から2週間あまりでの開会となるが、引き続きしっかりと準備を行い、一般質問や各委員会等に対応されるようお願いする。
- 国の総合経済対策については、先週の21日に閣議決定された。当面の物価高対策として、子ども1人当たり2万円の児童手当の上乗せや、自治体が柔軟に使い道を決められる「重点支援地方交付金」を拡充し、プレミアム商品券や電子クーポン、いわゆるお米券の配布など食料品の価格高騰に対する特別枠が設けられるなど、補正予算案の歳出規模としては、昨年度の13.9兆円を上回り、17.7兆円程度、大型減税を含めると21.3兆円程度とされた。各部局においては、国会の動向に注視するとともに、国や県からの情報収集を行い、本市にとってふさわしい市民生活に直結する物価高対策について、創意工夫による検討をいただき、12月中を目指すとされている国会における補正予算の成立後、速やかに施策に反映できるよう、その準備についてよろしくお願いする。

2.協議

(1)令和7年度草津市地域防災計画の修正について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【危機管理監から資料に基づき説明】

- 草津市地域防災計画は国・県の地域防災計画等を踏まえた計画であり、昨年度は、県の地域防災計画の提出が能登半島地震の影響により遅れたため、修正を行っていなかったが、国・県の計画が揃ったことから、市の地域防災計画の修正を行い、関係各署および庁内の照会を終え、素案が完成したことから協議をお願いするものである。
- スケジュールについては、本日の部長会議終了後、12日に議会報告、26日に草津市防災会議の開催、1月5日からパブリックコメントを実施し、3月末の計画改訂を予定している。
- 主な修正事項としては、4点ある。
1点目は、避難対策部の再編成であり、前線基地を廃止し、発災時は広域避難所に直接参集し、避難所開設を行うこととした。修正の理由は、地区防災計画などにおいて、あらかじめ町内会が避難する場所を

避難場所と決めており、迅速に開設する必要があるためである。

前線基地班は廃止し、従来の前線基地班は避難所班応援要員に改め、発災時、避難所班と避難所班応援要員はあらかじめ定められた広域避難所に参集する。広域避難所のエアーマネジメントを行うため、前線基地の考え方をベースに、所管する広域避難所の数が均等になるよう4つのエリアの再編成を行った。各エリアには責任者を配置し、避難所間のマネジメントを行う。

・2点目は、救援部の再編成であり、災害時に南部地域の県保健医療福祉調整本部地方本部(草津保健所)と迅速な総合調整を行えるよう、保健医療福祉に特化した本部体制の編成を行った。

本部長の指示があった場合や必要があると認めた場合には、救援部を健康福祉部長を長とする市保健医療福祉調整本部とし、保健所に設置される県保健医療福祉調整本部と連携し、災害対応にあたることとした。

また、市保健医療福祉本部設置のため、救援部の中に新たに調整班を編成した。調整班は、統括保健師を筆頭に救援部内の各班の医療福祉専門職を配置し、保険年金課を事務局とする。

・3点目の避難所の生活環境への配慮については、能登半島の検証から、災害そのものの被害よりも、長い避難生活での災害関連死を防ぐという観点からの変更であり、市としては、避難者の生活環境確保のため、簡易トイレやトイレトレーラー等の組み合わせにより、より快適な状況を配慮するよう努めることを追記している。

・4点目のその他の経年変化等による修正については、在宅避難者の支援方策の検討について、記載している。国の在宅避難のガイドラインが提出されたことから、主に物資・情報の拠点を避難所以外にも設けることを記載しており、各学区の地区防災計画の中で、その拠点に関して対策していく予定である。

・応援職員の受け入れについて、能登半島地震において自衛隊や緊急消防援助隊の応援が受け入れにくく、対策本部の機能が差配されていなかったことから、受援体制について見直しを行った。

・学区対策本部の情報伝達について、各地区防災計画に基づき、被害状況集約先を町内会長から学区災害対策本部へ変更した。その他経年変化や組織改編等による修正を実施している。

(2) 第2次草津市多文化共生推進プランの策定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【まちづくり協働部長から資料に基づき説明】

・草津市においても外国人市民の数が増えており、互いの違いを認めともに支え合い、誰もが幸せを感じる草津市を実現していくため、令和3年に「草津市多文化共生推進プラン」を策定しているが、今年度が現プランの最終年度であり、次期プランの案を作成したため、本日協議をお願いするもの。

・論点整理のポイントについては、ポイント(1)社会情勢や国の制度を踏まえた視点は、3点あり、一つ目が外国人住民の増加、二つ目がAI等のデジタル技術の進展、三つ目が、育成就労制度の創設である。

・(2)の基本方針・施策体系の見直しについては、現行計画の考え方と同様であるが、国の「地域における多文化共生推進プラン」に併せて、基本方針を現行計画の3つから4つに変更するものである。

・(3)の指標については、現計画は、実績目標のみとなっているが、成果指標として新たに「多文化共生社会の構築」が重要だと思う市民の割合を追加している。

・スケジュールとしては、12/12に議会、12/17の策定委員会、の1/5～2/4の期間でパブコメの実施を予定している。

・概要版については、現行プランの概要版と基本的に含まれる内容は同様で、やさしい日本語での作成を進めている。

P1に記載の本市の外国人市民の状況としては、令和7年3月時点で3,600人で、今までで最も多い。

国籍は、ベトナム、中国、韓国・朝鮮の順番で、5年前と比較すると、ベトナムが増加している。在留資格は、「永住者」、「留学生」、「技術・人文知識・国際業務」の順番であり、5年前は、「留学」、「永住者」、「技能実習」の順番であったが、立命の情報理工が移転したことなどの影響が考えられ、「技術・人文知識・国際業務」は、全国的な傾向で、労働者不足への対応の影響が大きいと考えられる。

- ・P2の「多文化共生を進めるための考え方」は基本理念であり、現行プランと同じ内容である。
- ・「4つの大事なこと」は基本方針であり、コミュニケーション支援と生活支援については、現プランと同様であり、現行プランでは、「多文化共生の地域づくり」であるところを、「意識啓発と社会参画支援」「地域活性化の推進やグローバル化への対応」に変更しており、これは、国の「地域における多文化共生推進プラン」に併せての改訂である。
- ・P3下の、「多文化共生の進め方」については、多文化共生の施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、推進にあたっては、様々な主体の連携しながら進める必要がある。
- ・パブリックコメントの実施については、来年の1月5日から2月4日の1カ月、原案の配架のほか、まちづくりセンター、UDCみなくさ、キラリエには概要を、また、オリーブやSHIPS、立命館大学などの関係団体にも案内をする予定である。

(3)草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準の改正について

(中間協議・パブリックコメントの実施)

【特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・論点整理の経緯のとおり、良好な住環境の形成を図るために市街化区域隣接型の新設と、また、企業立地の推進を図るために産業拠点形成型の接道要件の見直しを行い、都市計画審議会の議論を経た運用基準の案について、協議をお願いするもの。
- ・スケジュールについては、本日の部長会議後、12月16日に産業建設常任委員会への説明を行い、12月23日の都市計画審議会で最終のパブリックコメント案を確定させる。1月3日から2月4日にパブリックコメントを実施し、実施結果については、2月に部長会議、3月17日に議会へ報告し、4月に運用開始予定である。
- ・協議経過には、10月16日に開催した都市計画審議会、また、今回の部長会議に先立つ総括副部長会議でいただいた意見を記載している。
- ・パブリックコメントの実施要領については、案であり、1月5日から2月4日までの期間でパブリックコメントを実施する。

(4)湖南中部処理区維持管理負担金単価の値上げ(案)に伴う今後の対応等について

【上下水道部長から資料に基づき説明】

- ・滋賀県の流域下水道事業の経営計画である琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第10期経営計画(令和8年度～令和12年度)(以下「県次期計画」という)の策定にあたり、滋賀県より、令和8年度からの県次期計画期間における湖南中部処理区維持管理負担金(以下「県負担金」という。)の単価(案)および琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第9期経営計画(令和3年度～令和7年度)(以下「県現計画」という)において発生見込みである、赤字額の精算方法について提示を受けたことから、本市下水道使用料の引き上げに向けた今後の対応等について、市議会への説明を行うにあたり、協議をお願いするものである。

- ・県次期計画における県負担金単価(案)について、令和8年度および令和9年度は、県現計画単価から約20%の値上げ、令和10年度から令和12年度までは、県現計画単価から約32%の値上げの、2段階での値上げ(案)を提示されている。
- ・県現計画期間中の物価高騰等により発生する見込みである赤字額について、県次期計画期間における県負担金に加えて、一括支払または分割支払等により、県次期計画の最終年度までに全額を支払うよう求められている。
- ・草津市の下水道は、矢橋帰帆島にある滋賀県の湖南中部浄化センターにおいて、昭和57年度から下水を処理いただいている、その処理の費用については、5年ごとに滋賀県が見直しをされている流域下水道事業の経営計画において定められた単価により、草津市を含む9市2町からなる構成市町の汚水の排水量に応じて県負担金を支払っている。
- ・本市下水道事業では、受益者負担の原則のもと下水道使用料等で賄い、健全経営を行っているが、県の提示により、下水道事業の経営に多大な影響が生じる見込みである。
- ・本市下水道事業経営計画について、令和8年度から令和9年度にかけて下水道事業全体の中間見直しを予定しているが、今後、県の提示に対応した収支均衡を図るために、計画の中間見直し時期より先行して適切な時期に下水道使用料の引き上げを検討するとともに、その収支変動結果も踏まえた上で、計画の中間見直しに反映させる予定である。
- ・今後の予定としては、本日の部長会議後、12月の中旬に市議会説明を行う。
12月中に県の負担金について県から関係市町に最終の意見照会が行われ、令和8年1月から2月に、県から県議会議員への説明、県議会議案の提出が行われる。
また、令和8年2月に本市の部長会議、令和8年3月に市議会へ下水道使用料の改定に係る方針等について説明を行う予定である。
- ・総括副部長会議における主な意見と対応については、意見と対応に示したとおり。

(5) 第3期草津市スポーツ推進計画の策定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【教育委員会教育部理事(スポーツ担当)から資料に基づき説明】

- ・草津市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条に基づき、国のスポーツ基本計画を参照しながら、社会情勢や地方の実情に即し、本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を定める計画として策定するもので、平成28年3月に草津市スポーツ推進計画を、また、令和3年3月には 第2期草津市スポーツ推進計画を策定の上、これまで様々なスポーツ推進に係る取組を行ってきた。
- ・現行の第2期計画が今年度、計画期間の最終年度を迎えることから、令和8年度から令和15年度の8年間を計画期間とする第3期計画の策定を進めている。
この度、18歳以上市民、小・中学生、スポーツ関係団体を対象としたアンケート調査の結果や草津市スポーツ推進審議会での議論等を経て、第3期草津市スポーツ推進計画(素案)を作成したので、協議をお願いするものである。
- ・ポイントとしては2点あり、1点目は、国の動向や市の現状・トピックス、アンケート調査結果を踏まえた重点施策の設定である。現行の第2期計画では重点施策の設定はない。
2点目は成果指標の設定であり、第2期計画では5つの基本方針と9つの成果指標、第3期計画では、5つの基本方針と8つの成果指標を設定した。
- ・[概要]第3期草津市スポーツ推進計画(素案)については、第3期草津市スポーツ推進計画(素案)の策定の背景として、国の動向と、市の現状、トピックスを記載している。市の現状として、運動・スポーツに関する主要指標の推移をみると、小学校5年生男女の新体力テストの成績について、男子については全

国平均を上回っているが、女子は未達の状態である。

また、20歳以上の週1回30分以上のスポーツ実施率については、目標65%に対して未達の状態が続いている。

・小中学生向けアンケート調査では、運動スポーツをするのか嫌いな理由に対して、「運動やスポーツが得意ではないから」が最も多い状況である。今後どのようなことがあれば、現在も運動スポーツをしようと思うかという設問に対し、運動スポーツをするのが嫌いな人では「自分が好きな種目、できそうな種目があつたら」が最も多く、「上手にできなくても、自分のペースで運動やスポーツを行うことができたら」も多い。

・市民18歳以上向けアンケート調査においては、運動不足をかなり感じている人の割合、週1日以上の運動・スポーツ実施者の割合それぞれ、子育て世代や働く世代で特に落ち込む傾向があった。

・スポーツ関係団体向けアンケート調査においては、現在の運営上の課題として、「新規加入者が少ない」が最も多く、次いで「指導者の後継者がいない」、「練習・大会に利用できる施設が少ない」が多い状況であった。競技未経験のボランティアスタッフに希望することとしては、「会場設営・片付け」や「練習や試合中の見守り・安全管理」など、ボランティアのニーズを確認できた。

・これらの状況を受けて、本市のスポーツ推進における今後の主な取り組みの方向性は7点であり、「こどもが多様な運動やスポーツに触れる機会の創出」、「地域との連携による中学校部活動の運営の実現」、「子育て世代や働き世代のスポーツ実施率の向上」、「国スポ障スポの開催を通じて生み出された「スポーツをみんなで支え、盛り上げる」気運の継承と定着」、「気軽に安心して楽しむことができる運動・スポーツ環境の整備・充実」、「スポーツ団体のガバナンス改革」、「くさつシティアリーナや草津市立プール等を活用した、大規模なスポーツ大会等の誘致推進の強化」を挙げている。

・施策体系の見直しとしては、大きく変更はないが、特段注力していきたい部分については、新設で項目を増やし、代わりに他の項目を統合している。

なお、第3期計画の基本理念については「スポーツと出会い、つながる健幸なまち くさつ」であり、スポーツ推進審議会の方で議論いただいたものである。

・「各施策における主な取組・事業」および「成果指標」について、基本方針「こどもの体力向上と運動・スポーツ活動の推進」については、「こどもが多様な運動・スポーツに触れる機会の創出」および「地域と連携した部活動の運営」を重点施策としている。

新規事業としては、放課後の学校体育施設を活用した様々な運動スポーツの体験会も開催について、取り組んでいきたいと考えている。成果指標としては、現行のものをそのままスライドさせ、また、教育振興基本計画との整合を図っている。

・基本方針「生涯にわたる運動・スポーツ活動の推進」については、「子育てや働き世代に対する参加促進」を重点施策としており、新規事業として、民間フィットネスクラブ等での体験プログラムを提供し、今までないような民間利用者との連携を図っていきたいと考えている。成果指標は従来通りであるが、目標値の方は国に合わせて70%としている。

・基本方針「競技スポーツの推進」については、これまで通り継続して取り組んでいきたいため、基本的に従来通りとしている。

・基本方針「運動・スポーツ環境の充実」には重点施策を2つ設定しており、1つ目の重点施策「スポーツボランティア活動推進」が、国スポのレガシーに当たるものと考えている。

2つ目の重点施策「社会体育施設等の整備・充実」は、継続的に取り組むことから、成果指標は従来通りとしている。施策「スポーツ団体のガバナンス改革、スポーツインテグリティの確保」については、成果指標につながりにくいことから重点施策とはしていないが、国の計画にも掲載されていることから、当市も力を入れていきたいと考える。

- ・基本方針「運動やスポーツによるまちの活性化」については、「スポーツツーリズムの推進」を重点施策としており、2027年にワールドマスターズゲームズの開催がある。成果指標は、これまでの流れを汲んだものである。
- ・策定スケジュールについては、スケジュール概要のとおり、パブリックコメントを令和8年1月5日から2月4日に実施を予定している。

3. 重 要 報 告

(1) 令和8年度当初予算見積速報について

【資料:報1-1】

【総務部長兼法令遵守監から資料に基づき説明】

- ・各部局からの令和8年度当初予算要求額を集計した結果、一般会計において約48億の収支不足が生じている。先に策定した財政運営計画で推計した財政フレームでは、令和8年度に特定目的基金を約20億円充当予定であったため、基金を充当した場合の収支不足額は約28億円となり、想定よりも収支不足が約24億円悪化している状況である。これは、先の総務部枠外協議経費の17億円が要因の一つであると分析している。
- ・基金の活用は予定しているが、収支不足は深刻であり、今年度も、財政運営計画計上事業や総務部枠外協議経費を中心に、審査により事業費の削減を行う。

なお、昨年であれば、事業費ベースで約15億円、一般財源ベースで約10億円を審査により削減している。

今後、状況によっては、事業を取りやめ・先送りを検討いただく場合がある。

また、枠配分経費であっても審査の対象とする場合があり、厳しい予算編成が予想されるので、了知願う。

(2)(仮称)イノベーション集積拠点の創出に向けた検討候補地について

【特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・イノベーション集積拠点の創出については、事業化検討パートナーという新たな手法を用いて検討を進めており、10月29日に、滋賀銀行を代表企業とし、他3社を構成員とする事業化検討パートナーと検討を開始した。
- ・検討候補地の基本的な考え方としては、用地確保ができるのかどうか、事業着手までのスピード感、駅からの近接性、周辺に企業が集積しているまたは今後見込まれる地域という視点で、候補地を2ヶ所想定している。
- ・特に候補地1については、草津駅を都市再生緊急整備地域の指定を見据えて取り組みをしており、国が都市機能誘導区域を見直される中で、沿線関係市のヒアリングを踏まえ、ネイバーフッド単位でのイノベーション拠点の集積を意識し、候補地として一度検討いただく予定である。
- ・候補地2については、補正予算で頓蓮池の環境影響調査を実施する予定であり、三ツ池財産区にも御理解をいただいている状況であり、産業振興区域に指定している区域に隣接しているため候補地とするもの。
- ・なお、あくまでも候補地であるため、他の検討候補地の提示があった場合は、再度検討を行う。
- ・候補地1は、都市機能誘導区域内から約600mであり、候補地2は約1.5km、また南草津駅から約1.1kmであり、いずれか一方のみの活用を前提とするのではなく、検討候補地間の連携や役割・機能分担も想定しながら、検討を進めていく。

(3) コミュニティバスこども(小学生以下)無料乗車実証実験の結果について

【資料:報3-1】

【都市計画部理事(交通・開発担当)から資料に基づき説明】

- ・こども無料乗車実証実験の結果については、開催期間中ではあるが、こどもの利用者数が延べ1,557名となった。
- また、まめバス利用者数については、前年度の同時期に比べて約1.2倍の増加を示しており、期間中もコンスタントにご利用いただいている状況である。
- ・こども向けアンケートの結果については、バスに初めて乗った小学生が約35%、今後も有料で利用したい方は約70%と、新規利用者獲得の観点からも今回の実証実験が有効であったと評価している。
- ・今後の展望としては、来年度は、更なる利用促進を図るため、市内を運行する民間路線バスを含めて実施できるよう、今後、交通事業者などと調整を行う予定である。

(4) 南草津駅西口第2自転車駐車場の供用開始について

【資料:報4-1】

【都市計画部理事(交通・開発担当)から資料に基づき説明】

- ・南草津駅西口第2自転車駐車場については、令和7年11月に整備工事が完了し、令和7年12月1日から供用を開始する。
- 施設概要については、鉄骨3階建ての400台の収容で、定期利用のみ、利用時間は24時間、使用料金については1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月の区分である。

(5) コミュニティバス車体広告掲出事業について

【資料:報5-1】

【都市計画部理事(交通・開発担当)から資料に基づき説明】

- ・バス事業者より、事業者が所有するまめバス車両を活用した路線バスの既存広告掲出スキームによる広告掲出事業の提案があったことから、バス事業者主体で広告掲出事業を実施いただく。
- ・対象車両は、ハイエース、ローザ、ポンチョの10台とし、収入見込み額は最大で198万円を見込んでいる。
- ・交通計画の位置づけとしては、まめバスの車両等を活用した広告収入の確保となる。
- ・スケジュールについては、12月議会報告、1月に広告の募集、4月に広告開始予定をしている。

(6) 実施方針および要求水準書(案)の公表について

【建設部長から資料に基づき説明】

- ・木川団地および西一団地の建て替えについては、PFI事業を計画しており、来年度に入札公告を行うに当たり、実施方針と要求水準書案の公表を行う。
- ・事業のビジョンは「誰もが住みたいと思えるまちづくりとしての公営住宅建替事業」とし、計画策定や設計解体建設の他、これに伴う入居者の移転支援や余剰地活用業務も合わせて発注を行う。
- ・事業法はBT方式とし、整備後の管理運営は、引き続き市で行う。
- ・募集選定のスケジュールについては、来年1月16日に実施方針と要求水準書案を公表し、5月に入札公告を行い、11月に事業者決定、令和9年3月に契約締結の予定である。
- ・入札参加者の内建設企業の資格要件については、市内事業者をJVの構成員または下請け協力業者とすることとし、発注金額の割合に応じて評価を行う。経営事項審査結果における総合評定値が、1,100

点以上の企業を含めることとする。

- ・要求水準書案についても、入札公告前に案を公表することで事業者の意見を反映し、内容を充実させる。業務内容や整備条件は、実施方針の内容を具体的にしており、施設規模については、既存の市営住宅の整備状況や、条例規則に定める整備基準などをもとに定めている。
- ・余剰地活用については、建て替え用地に発生する余剰地を地域の交流や賑わいの創出など、地域の暮らしを支える目的で有償貸し付けを行うとするものであり、入札公告までの公有財産審議会で審議いただくことを予定している。

(7)湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ(案)について

【上下水道部長から資料に基づき説明】

- ・草津市は、滋賀県が運営する湖南水道用水供給事業から、一部浄水の供給を受けており、受水量に応じた料金を支払っている。供給を受けている理由としては、市の浄水場で貯っているものであるが、万が一の事態のために必要最低限の一部供給を受けているものである。
 - ・滋賀県からの提示内容については、基本料金は据置であるが、使用料金については令和9年度から令和12年度までの間、県現行料金単価から約28%の値上げとなる。
 - ・本市水道事業会計への影響額については、令和9年度から令和12年度までの4年間で、1,458万円の負担増、单年度で平均約365万円の負担増となる見込みである。
- なお、湖南水道用水供給事業の県次期料金改定にともなう本市水道料金の値上げは予定していないが、下水道事業の説明と併せて、令和7年12月中旬に市議会へ説明予定である。

(8)草津市学校教育情報化推進計画第2期計画の見直しについて

【教育委員会理事(学校教育担当)から資料に基づき説明】

- ・上位計画である「草津市教育振興基本計画」に掲げる教育の情報化の行動計画として策定をしている「草津市学校教育情報化推進計画第二期計画」が令和7年度に最終年度を迎えるにあたり、本来であれば第3期計画の策定が必要であるが、国の学校教育情報化推進計画が現時点で未更新であることを踏まえ、本市の第3期計画策定は見合わせることとし、成果指標を一部見直した上で、令和9年度まで計画期間の延伸を行う方針とする。
- ・成果指標については、成果指標見直しに示したとおり。
- ・今後、12月22日の教育委員会報告後、12月下旬に議会報告と市HPへの掲載、資料提供による公表、学校現場への周知を進めていく予定である。

4. その 他

【総合政策部長から】

- ・10月1日を基準日に実施してきた令和7年国勢調査については、現在、指導員による審査を進めていたり、12月1日をもって指導員の任期が終了となる。業務多用にもかかわらず、各部から指導員を推薦いただき、審査業務に従事いただいたことについて、心より感謝申し上げる。
- 今後、企画調整課ならびに滋賀県による審査の後、総務省に提出を行う。令和8年2月頃には、本市の集計による暫定値をお知らせするとともに、令和8年5月までには総務省から速報集計結果が発表される予定であるので、ご承知おきいただきたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係

電話 077-561-2320

ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp